

志摩市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表（一）が改正されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、志摩市消防団員等公務災害補償条例の所要の改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

非常勤消防団員等が公務により死亡、負傷、もしくは疾病にかかった場合や、障害の状態になった場合には、その原因である事故が発生した日又は診断により、それらが確定した日において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じ定める補償基礎額の金額が改正します。

(1) 第5条第2項第1号 別表関係

() は現行の補償金額

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500 (12,440)円	13,350 (13,320)円	14,200 (14,200)円
分団長及び副分団長	10,800 (10,670)円	11,650 (11,550)円	12,500 (12,440)円
部長、班長及び団員	9,100 (8,900)円	9,950 (9,790)円	10,800 (10,670)円

(2) 第5条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げます。

3. 改正による効果等

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改定を行うことで、消防団員福利厚生に繋がります。

志摩市消防団員等公務災害補償条例(平成16年志摩市条例第220号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。</p> <p>ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額表</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。</p> <p>ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額表</p>

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円
分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>
部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>

備考

1・2 (略)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>

備考

1・2 (略)